

第 1 2 回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成 22 年 7 月 8 日（木） 午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 4 0 分											
開催場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3 階 第 4 会議室											
傍聴人												
出席者	富野	村木	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	山本雅	外川	近藤	前川	
	○	×	—	×	×	○	—	○	○	○	○	
	山本拓	野々村	森野	西澤		事務局	細江	西川	青木			
○	×	×	○		○		○	○				
議 事	<ul style="list-style-type: none"> ●委員長あいさつ ●協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例（案）の最終確認について (2) 意見交換 (3) 町への答申について ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 副町長あいさつ 											

○細江総務主監 それでは、皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところ、また梅雨の中休みという大変暑い中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

今日は、たくさんの委員の方から都合が悪いというようなことで、欠席の届け出をいただいております。この前も言っておられましたように、道明さんは都合が悪いと、そして松浦さんについては商工会を退職されましたので、通知はさせていただいていないというようなことで、非常に人数は少ないですけれども、一応規定であります過半数以上は出席をいただきましたので、ただいまから始めさせていただきたいと思っております。

前回開催させていただいたのが、もうだいぶ前の話になってしましまして、本当に時間が空いてしましまして、大変申し訳なく思っております。その間、4月には議会の定例全員協議会がありまして、そこで、この検討委員会の立ち上げから、どういう協議をしていただいていると、概ねどこまできているというようなところの説明をさせていただいて、5月の全員協議会には、富野委員長に来ていただいて、講師として議会の自治基本条例の研修をしていただいたというようなことで、地域主権あるいは自治基本条例が必要になぜなったのか、自治基本条例はどういうものか、また町の憲法のつくり方、また自治基本条例の制定と地方議会というようなことで、お話をいただいたところでございます。

それから、事務局といたしましては、いろいろご意見いただいて、最終案というようなことで条例の最終案をつくらせていただきまして、そのあと、委員長に確認してい

ただいて、その最終案を、この前皆さん方にお配りをさせていただいたというところがございます。そのあと、少しご意見をいただいておりますので、そのご意見を、今日最終の確認をしていただくというようなことで、ちょっと考えさせていただきました。

前回、今回がもう最終というようなこととお話をさせていただいておりますので、今日、条例案を最終確認していただいて、皆さん方で、もうこれで町長に報告しようというような最終確認をいただきましたら、今日、次第の次のページから付けております、この委員会としての答申をしていただこうかなというようなことで思っております。

答申文につきましては、事務局とそれから委員長とで確認をしていただいておりますので、あと、この委員会の経過報告あるいは委員名簿等をつけさせていただいておりますけれども、この答申書と、それから条例案とを、この委員会として町長に答申を、確認をいただければ、今日お渡しをしていただきたいと思います。

町長ですけれども、今町村会の会長をやっています、非常になかなか日程が合わないというふうなことで、今日も大津の方へ出張をいたしておりますけれども、代わりまして副町長に受けていただくというようなことで一応待機をさせていただいているというようなことでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

○富野委員長 それでは、皆さん、今日のご苦労さまでございます。

だいぶ長い期間、皆さまにお付き合い願ひまして、自治基本条例について、皆さんに議論してもらったわけでございます。これだけきちんと、いろいろなことを皆さんと議論しながらつくりあげていくということは、今大変自治基本条例はブームになっているようでございますけれども、他市の条例を参考にしながらというケースが多い中で、ずいぶん丁寧に皆さんとつくってもらえたことは大変ありがたかったなと思います。

私もいろいろバタバタしております、皆さまに日程的なことなど本当にご迷惑をおかけしましたけれども、おかげさまで、今日は最終検討ということですので、答申に至るところまで、ようやく漕ぎつくことができました。感謝申し上げます。

今日は、先ほど細江さんからお話ございましたように、多少意見も改めて出ているようでございますので、その意見を含めて、皆さんに最終的な姿を調整していただきまして、そのうえで答申ということに持ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、一応事務局の方から前回、若干の事務的なところでチェックしていただいたところがあるようでございました。それをご説明していただいたうえで、ご意見が出ている分については、ご確認をさせていただくということで、事務局からちょっとお願いします。

○細江総務主監 それでは、この前配らせていただいて、それからすぐにこちらの方へ連

絡をいただいた分だけ、ちょっと時間が早かったので、それだけ修正させていただきながら、資料を直させていただきました。

見ていただきますと、3ページのところで、棒線を引かせていただいて「町民、事業者等」というのがあるわけですが、これとよく似たのが、次の4ページの3条のところ。これも「町民、事業者等」、それから、同じページの第5条の頭「町民、事業者」それから5ページの第6条、ここも「町民事業者」棒線が引っ張ってございますけれども。

それから、次、6ページの12条なのですが、ここら辺からアンダーラインが引いてありますけれども、12条の1項のところ。「町民等」それから次の7ページの13条にいきましても「町民等」それから15条では「町民および事業者等」、それから8・9ページにいきますと、16条にも「町民、事業者等」、18条に第2項、「町民および事業者等」、それから3項では「町民等」、「町民等」、「町民等」が3つほど出てきますし、19条で「町民および事業者等」、そして20条のところにも、アンダーラインが引いてありますけれども、「町民等」、「町民等」が。

この「町民等」というのが、一番最初の定義のところですが、3ページの第2条のところに、「町民等」がいくつか出てくるのですが、これが定義でうたわれていない。「町民、事業者等」と紛らわしいので、定義提案をやはり、「町民等」というのをうたったらどうかというご意見をいただきました。

定義の方には、「町民および事業者」ですと、第2条にも(1)号、(3)号が町民それと事業者等になるわけですが、あとの方、今申し上げましたアンダーラインが引いてあるところには、「町民等」がいくつも出てきますので、「町民等」の定義がございません。これを、3ページの第2条の第4号のところですが、「町民、事業者等」は、「町民および事業者等」、この網掛けのしてある1つ段の上のところに網掛けをしてあるのですが、「町民および事業者等(以下、町民等という)」、こういうふうに定義を付けさせていただいて、ここは修正をさせていただいて、今残りの条項を「町民事業者等」というところを全部「町民等」に直させていただこうかなというふうに、ちょっと訂正をさせていただいたところが、棒線あるいはアンダーライン、網掛けをさせていただいたところがございます。

それと、あとご意見をいただいておりますのが、6ページです。6ページの11条、これも網掛けがちょっと下の段に書きましたけれども、ちょうど第2号の「まちづくりに参加するものは、互いに特性や能力を発揮できるよう尊重し」、それを「尊重しあい」というのを入れたらどうかという意見がございました。

それと、もう1つは8ページのところの1番下です。解説のところの「その被害に遭わない」、これは「人に遭う」の「遭わない」でしたので、網掛けの方に直させていただくということで、網掛けの後ろの「会わない」は消すという意味で、ちょっと書いています。

それと、9 ページの 20 条の解説のところでは、「町は各施策において」というふうになっていましたが、「町が行う各施策において」にした方がいいのではないかという意見でございます。

あとは 13 ページです。13 ページの 33 条のところでは、「国およびその関連機関との適切な連携および協力を進めるものとする」、協力を進めるというのはちょっとおかしいのではないかと。「連携および協力するものとする」の方がいいのではないかという意見がございました。

14 ページの最後の 35 条のところの棒線を引っぱっておりますのは、先ほど言いました「町民事業者」を消して「町民等」ということに直したらというようなことです。

それともう 1 つ、ちょっと抜かしてしまいましたけれども、7 ページのところでは 7 ページの一番下から 2 行目のところ、解説のところですけども、ここに、これは先生からいただいた当初は障害者というような、「高齢者および障害者」というのが、この 15 条の頭の括弧書きに、見出しに書いてあったのですけれども、障害者というのは、できるだけこれからは控えた方がよいのではないかということで、「社会的な保護・支援が必要な町民」というのが障がい者というような位置付けということで、直させていただきました。下の解説のところでは、社会的な保護・支援が必要な町民というのは、括弧書きで「障害者である」というようなことを解説に入れたらどうかと。これは事務局の考えです。

そういうふうに、ちょっと条例をこちらの方で直させていただいたのですけれども、これについて、皆さん方で議論をしていただきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

○富野委員長 どうもありがとうございました。ただいま事務局からご説明がございましたけれども、1 つは、町民および事業者等について、定義を 3 ページにつくっておいて、字句を統一するという提案でございます。

1 点だけは障害者の表現につきましては、字句修正でなくて提案でございますけれども、それ以外は字句修正ということであったと思いますが、これについて、皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○山本雅委員 7 ページの最後の障害者ですけども、ここは障害者ということではなくて、障害を持っている人という言い方がまださらにやわらかいという気がするのですが。

○富野委員長 どうでしょう。解説ですから、もう少し柔らかめの方がいいかもしれません。

○細江総務主監 替えさせていただきますでしょうか。障害を持っておられる方。

- 山本雅委員 障害がある方。
- 富野委員長 条例の解説ですから、方という言い方はどうかな。
- 山本雅委員 それなら、障害のある人、それが一番まだいいですね。
- 富野委員長 障害のある人にしますか。どうでしょう。あまりこだわっても仕方がないでしょう。できるだけ、やわらかい表現でという範囲ですから、障害のある人にしましょうか。何か問題ありますか。
- 細江総務主監 いいえ、何も問題はないです。やはり、柔らかい方がいいかなと思います。
- 富野委員長 そうですね、本文とは違いますから、できるだけ、引っ掛かりがないように。障害のある人。
- 細江総務主監 障害を持つ人？ 障害のある人？ 福祉の場合は障がい者、「害」はひらがなを使う。
- 富野委員長 条例の本文ではないので、福祉と同じ言葉を使う必要はないと思うのですけれども。
- 細江総務主監 障害がある人、持つ人。
- 富野委員長 障害を持つ人、あるというと、なにか壁、外側にあるような感じがしないでもないのですか。
- 細江総務主監 持つがいいですか。
- 山本拓委員 障害を持つ人、持っている人、それはないですか。
- 富野委員長 障害あるというと、何か障害物競走のように外に障害があるような、バリアみたいなそういうこともあるといけないので、障害を持つ人にしましょうか。一応、そうまとめさせていただきます。ここは「障害を持つ人」にさせていただきます。あと、ほかはありませんか。私ちょっと 8 ページなのですけれども、一番下の「その

被害に遭わないまたは最小限の被害で止めるように、「会わないよう」を入れてはまずい
ですか。「会わない。」は、終わりじゃなくて、ここでやめてしまうと、なんか文章が切
れてしまう。「会わないよう、また、最小限の被害に止めるよう詰める必要があります。」
「。」にしないで「、」にして、ちょっとそこは。

○**細江総務主監** 終わってしまうと、ちょっとおかしいですか。「会わないよう」、「また」
は要らない。「会わないよう」で、「また」は入りませんね。

○**富野委員長** そうですね、じゃあそれはあとにしましょう。
それでよろしいですか。どうですか。

(はいの声)

○**富野委員長** ほかにはどうでしょう。じゃあ、これは字句修正が中心ですので、一応事
務局のご提案の字句に調整させていただいたということで、よろしいでしょうか。

(はいの声)

○**富野委員長** ありがとうございます。

○**細江総務主監** あと、もう1枚つけさせていただきます。

○**富野委員長** そうですね。今日も、一番皆さんと議論しなければいけないのは、これは
山本さんからのご提案提出でよろしいですか。

山本さんから、もう少し力強い表現にしたいというご提案がありましたので、せっか
くの機会ですので、最後ですから、ここで、皆さんと議論していきたいと思えます。1・
2・3・4点です。ちょっと、最初のところがあとで少し議論が必要かと思ひまして、新し
い文章を付け加えるかどうかということです。それ以外のところについて、先にやらせ
ていただいてよろしいですか。

○**細江総務主監** はい。

○**富野委員長** まず、第5章です。情報の公開のところですか。これはなんと言うのでした
か。第5章19条、それから20条、このところで、19条のところに、情報の公開につい
て、解説のところで、「情報公開条例に基づくものです」という解説が入っておりますと
いうことです。とりあえず、私の方からご説明でいいですか。要するに、自治基本条例
なので、それがあって初めて基本的には、そういう体言の中に条例を変えるというもの
なので、わざわざここで、先にありますということを使う必要がないのじゃないかとい

うご提案だと思うのです。そこを削除したらどうかという提案でいいのですか。

○山本雅委員 はい。

○富野委員長 これについてはどうでしょうか。入れた主旨は何でしょうか。確か、ここだけですよね、条例が入っているのは。

○細江総務主監 はい、そうです。

○富野委員長 それは何か主旨があって入れたのでしたか。

○細江総務主監 特に主旨はないです。条例があるというだけの話です。

○富野委員長 はじめにちょっと引っかかるころではあったのですけれども、外してもいいですか。事務的にはいいですか。

○細江総務主監 はい。

○富野委員長 皆さん、どうですか。

(はいの声)

○富野委員長 なるべく、ほかの条例を入れない方がいいですね。基本条例ですから。

○細江総務主監 ここだけカギ括弧があったのは何だったのだろう。

○富野委員長 こういう条例があるんだぞということじゃないですか。じゃあ、これは山本さんのご提案どおりでよろしいですか。

○細江総務主監 情報公開に限り、知る権利を…。

○富野委員長 ですから、これをやるとかえってややこしくなる感じがあります。むしろ、網を掛けるわけですから、知る権利に。

じゃあ、これは山本さんのご提案どおりにさせていただきます。

その次です。24条の…

○山本拓委員 21条にも個人情報保護条例が載っていると思うのですが。

○富野委員長 そうですね。これも取りましょう。よろしいですか。

(はいの声)

○富野委員長 整合性を持たせるために、そうしましょう。

24条です。これはまちづくりの姿勢というところです。4項です。4項は、「町は、町民、団体等および住民自治組織の活動がまちづくりに有意義であると認定したときには、法人と同等の支援をする」ということでありますけれども、非営利ということ、解説の方で言うております。これについて、非営利の定義は、要するにNPOは非営利ではないという、これはどっちなのですか。非営利？

○山本雅委員 結局、NPOというのは、いくつかの業種をあげて、この業種はNPOとしてはできませんよと言っているわけです。

○富野委員長 それは、どこで？

○山本雅委員 載っていますよ、NPOで禁止されている業種というので、いくつかが。

○富野委員長 それは、どこかにありましたか。要するに、宗教活動とか、政治活動ですか。

○山本雅委員 とか、病院も比較的いけないと思います。いくつかNPOはできませんと、その他のはやってもいい、自由にやってもいいですと、当然、有償でやっているわけです。ただ、ここで非営利で行うというのと、この前のところでは団体等でもNPOも入っているのだけれども、ここで非営利となってしまうと、NPOはここで参加できないという形になるのと違うかなという気がするのです。

○富野委員長 そうですか、などが入っているので、いいのかなと、読んでしまったのですけれども。要するに、非営利活動をさしますとなってしまうとおっしゃっているのですよね。

○山本雅委員 NPOが削除されてしまうのと違うかと。

○富野委員長 だから、などであれば、別に、そう幅よって読まなくていいと言う意味じゃあないのかなと思ったのですけれども。

○**山本雅委員** 誰でも参加できる社会貢献活動であれば、それを非営利、この非営利がNPO法人のときの非営利とまったく同じ言葉で使っているのであればいいのですけれども、とにかく1円足りとも報酬を受けませんよという意味で非営利という言葉を使っているのだったら、NPOが外れてしまうのではないかなと。

○**富野委員長** 非営利の概念を、そもそも今はもう無報酬という意味ではなくなっていますので、報酬は別にかまわないのです。利益を出して、利益を分配するということがあれば、何かいけないということなので、この意味は、要は事業活動で利益性の部分を使っているのだと思います。この意味は、今の非営利というのは、報酬は当然受け取るというのは当たり前のことになっています。

○**山本雅委員** それであつたら、問題はないと思います。

○**富野委員長** それは大丈夫だと思います。むしろ、事業者だって、収益を上げているのに、それに行政が支援しているかどうかというのは、営利協働の同じ問題が出てきます。それについては、やはりちょっとチェックをしておく必要があると思います。私はちょっとそういう意味だと思ったのですが。

○**細江総務主監** これはもう丸々NPOのつもりで書いたのです。

○**富野委員長** よく誤解されているのですけれども、非営利というのは、報酬を取ってはいけないという意味ではなくて、利益を出してまではいいのです。利益を分配してはいけないということなのです。ですから、役員報酬とか、ああいう形で、ボーナスをもらったり、そういうことはいけないという、そういう意味ですので、給料とか一般職員のボーナスまではいいのです、経費ですから。そこは一応ここで、合意しておいてもいいと思います。

議会にも、それをちょっとご説明しておいた方がいいかもしれないですね。非営利の意味はボランティアで、全部バツと、何もお金も受け取ってはいけないと取られると、大変なことになりますから。基本的にできなくなってしまう。

○**山本雅委員** それで、私はまだそこが気になって、具体化してもらおう。

○**富野委員長** そういう理解だということであれば、よろしいですか。

○**山本雅委員** はい。

○**富野委員長** じゃあ、この部分については、非営利というのは、利益を出すまでではないのです。利益を、だけれども、それを分配して個人の収入にしてしまうといけないということなので、報酬は受け取ってよろしいという理解でお願いしたいと思います。じゃあ、これはよろしいですね。

○**山本雅委員** はい。

○**富野委員長** これは35条です。ここのところですか。これは、ちょっと法律の専門用語を少し、理解をどうするかという問題です。

35条の2です。「推進委員会は、この条例に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証評価し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した運営となるよう是正等を求めることができる」ということです。これは、条例がまずあって、その条例で具体的に、いろいろな事業をやるのです。具体的にできている条例をチェックさせていただくと。それについて、何か問題点とか、あるいは、こういう改善点があると、そういうことが出てきた場合には、改善点を指摘したり、社会情勢に適應するように変更していったらどうかと、こういうことを「是正を求めることができる」ということです。

これに関して、山本さんの方は「是正を、勧告をすることができる」というふうに変えたらどうかというお話です。これのニュアンスは、山本さんのお言葉では、勧告ということは正式には拘束力を伴わないけれども、勧告と言う以上は、当然ある一定の尊重義務というのがあるのではないかと思っている。つまり、拘束力が一定程度生じるのではないかと。そういう少し強い表現で、やった方がいいのではないかとということですか。

これについて、私は私の意見がありますけれども、事務局の見解はどうですか。勧告と是正、是正を求めるときの勧告ということ。

○**細江総務主監** あんまり、最近「勧告」をしませんし。

○**富野委員長** おっしゃるとおり、実は「勧告」というのはかなり強い言葉なのです。それで、要するに、是正という中に、当然、勧告として出す場合もあるし、これは修正、是正の意見として出すべきものですが、そこら辺はどうですか。

要するに、この表現は勧告を排除したということではないのです。是正を求めるときに強い勧告であってもいいし、もう少し選択肢もあるということではあるのです。ただ、それは正式に書かないと、勧告までできるとは表現されていないので、例えば、推進委員会に勧告するのは、ちょっとそこまで言っているのかなということだと、ひるんでしまうかも知れない、そういう考え方ですか。

○**山本雅委員** 一応、言葉の解釈では、拘束力は本来はないですよという言葉だというふうにされているわけです、言葉の意味は。けれども、通常、その言葉を使うことによって、ある程度拘束力がありますよ、勧告された方もある程度、その言葉を重く受け止めますよという形で、社会通念上使われておるということなので、だから、勧告という言葉を使ったから、拘束力を持つということには、当然ならないということです。言葉としては、「求める」でも、「勧告」でも、実際の権限としては同じ、ただ「勧告」という言葉を使った方が、受けた方がそれなりの重さがある内容として解釈するということなので、逆に、正式には拘束力を持たない言葉だったら、逆に使えるかなというところですよ。

○**富野委員長** そうですね、どうでしょうか。

もし、「勧告」という言葉を入れるとしたら、いくつか類型を入れておいた方がいいんじゃないかと思います。要するに、基本的に条例の本文に「勧告」という言葉を入れるということは、かなり委員会が権限を持つということになります。

だから、一般的には「勧告」はもちろんできるけれども、もっとほかはこういうやり方の中で選べるのですよというぐらいにしておかないと、ちょっと、「勧告」をストレートに表に出すと、一部できついかも知れません。私の感覚なのですけれども。

だから、「勧告」を入れること自体が間違いということではないと思います。だから、入れるのだったら、少し文章の書き方をもうちょっと、いろいろな選択があるのですよみたいなものを、入れてもいいかもしれない。例えば、自治法が改正されて、国と自治体との関係が、要するに指導ができなくなったというときに、「勧告」とか、いろいろな方法がありますということも書いてあるのです。

そういうような形で、いくつかの選択肢の中に勧告ということもあるのですよという書き方だと、比較的いいのでしょうけれども、「勧告」が表に立ってしまうと、かなり強いから、チェックするぞとそういう形が表に出すぎるような気がするのですけれども。

もし、入れるのだったら、勧告や是正の意見、そういうものとか、そういうものを出すことができるとか、そういう形になるのでしょうかね。

○**山本雅委員** 解説のところに入れたらいいですか。

○**富野委員長** そうですね、是正等求めることができるというので、是正の案内としては勧告や今は是正の意見等があるみたいなことを書くということですかね。

条例もついた委員会ですから、どっちにしろ、「勧告」をしてはいけないということはないのです。どっちにしろ。ただ「勧告」本文に書いてなければいいかな。

○**山本拓委員** 避難勧告です。避難命令に準じた。

- 藤田委員 「勧告」のほうが緩いのでしょうか。
- 藤田委員 「指示」のほうがきついですよね。
- 富野委員長 まあ、「指示」は、委員会ではできませんから、一番強いのは、やはり「勧告」ですから。
- 藤田委員 緩いわね。
- 富野委員長 いや、私、市長をやっていましたけれども、「勧告」を出せというのは、きついですね、それは、やはり、やらなければいかんと言われる。
- 細江総務主監 日常では「勧告」というのは、ほとんどないので、人事院勧告。
- 富野委員長 ないです。そのときはないです。
- 山本拓委員 解雇のときぐらいしか聞きません。
- 富野委員長 国との関係でも、勧告というのは最終手段、要するに、いろいろな、いきなり書く人はだいたいいないです。だいたいいろいろな意見を出して、言うことを聞かないと、最後に、じゃあ勧告でやりますよと、それでいいのですかと、こういう脅かしをかけるぐらいですからね。だから、頭から勧告が出ているのは、ちょっときついなという感じですね。
- 山本拓委員 この求めるの中に、手段として勧告がある。
- 富野委員長 解説の方に入れさせてもらっていいですか。
- 細江総務主監 是正等を求めるという意味を、ちょっと、それだけを解説しましょうか。
- 富野委員長 つまり、以下必要にて、意見提出や勧告にも意見や勧告を提出することができるということで。
- 細江総務主監 ちょっと、もっとゆっくり言ってもらえたら。

○**富野委員長** 要するに、委員会のこの解説には、まずは設置に、まず何ができるかという
うと、まず調査はできます。これは3番目です。その次に、是正を求めることができる。
これは2種類あって、意見の提出と、それから勧告が考えられます。3番目には、要す
るに、承認に対する答申を出すことができる。これは意見ではない、答申です。3つ機
能があるわけです。調査をすることと、一般的に諮問を受けなくても、意見を提出する
ことができる、それから、諮問に応じて答申を出すことができる。この3つがあるわけ
です。その意見を出すことができる中に、是正を求めることができる中に、意見書提出
や勧告書の提出が含まれると、そう解説書の中に書いておいたらどうでしょうか。

この推進委員会の権限は、そういう意味ではちょっと広いのです。普通は、諮問があ
って答申をするという形は、普通の委員会です。でも、この委員会は、要するに招集さ
れば自主的に調査をしたり、調べたり、そして自分たちで意見をまとめて意見具申を
するということもできるしということがあるのです。これは非常に広い範囲ですから、
必ずしも市長さんの諮問があって、それに対して応えるだけではないと。自主的に活動
ができるということを意味していますから、そういうところもこの委員会はかなり強い
のです。

○**細江総務主監** 今の諮問答申というのは、別にあえて書かなくてもよろしいですか。

○**富野委員長** そうですね。

○**細江総務主監** 是正等については、どういうことだということころを。

○**富野委員長** 是正の部分です。

○**細江総務主監** 是正等というのが入っていますので、是正等ということについては意見
書の提出および勧告が含まれると。勧告が含まれるというのを入れたらよろしいですね。
ちょっと解釈、解説のところの2項・3項の間に、これを入れさせていただくようにしま
しょうか。

○**富野委員長** それでよろしいですか。

(はいの声)

○**富野委員長** 最後に、今のところ一番最初のところに戻ります。これは、章立てを一
部付け加えたらどうかというご提案だというふうに、先ほどちょっとお聞きしたのです
けれども、14条です。「町は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制を
確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、環境整備に積極的に

取り組まなければならない」ということです。

ここには、特に教育という言葉は入っておりませんが、広い意味での教育も当然この中という理解で今までできました。それについて、山本雅委員から、教育という言葉を追加、言葉と言いますか、その条項を追加したいという意味だと思います。ちょっと、これの主旨をお願いします。

○山本雅委員 前もこの委員会の中で、教育のあれがありまして、また教育に関する言葉を入れたいとおっしゃっている委員の方がおられました。その中で、私も同じように思っているのは、いわゆる親の経済力によって、子どもの受ける教育環境が左右されるというのが現実に関私私の周りでもいくつかあります。

私立のいろいろな魅力的な学科に行きたいけれども、経済的に行けないという話も聞きます。少なくとも中学までは、私立にそういう形で行っている子もけっこういますけれども、中学までは誰もが同じ、親の経済力に関係なく誰でもが受けたい教育を選択できる、そういう形をできる限り、やはり行政はすべきではないかということで、いわゆる私立の学校法人と行政とはタッグを組んで、今の公立中学校の中に私立のカリキュラムなんかを組み込んで、私立に行かなくても、それに近いことが公立中学校でも受けられますよという形がとれないかと、これは1つの例です。

一応、ポイントは経済力に関係なく、子どもが学びたいことが平等に機会を与える、そのバックアップということ、ある程度、具体的な文言として入れることはできないかなど。確かに、この14条を広く解釈したら、それも入っているのだと言えばそうなるかもしれませんが、何かはつきりと言葉としてあらわすことができないかというのが私の考えです。

○富野委員長 ちょっと今の補足的にご説明いただきたいのですが、小学校・中学校は義務教育で、教育の基礎であると保障されているわけです。教育を受ける機会を。それとはちょっと違う意味なのですか。

○山本委員 教育の機会がありますけれども、じゃあ誰もが私立の教育を平等に受けることができるかということ、経済力によって、受けられて私立の中学校へいく子もいれば、行きたいけれども行けないという子もいるわけです。その差を何とかしたい。

○富野委員長 これはなかなか難しいそうです。というのは、義務教育というのは、私立学校に行く自由を保障しているものじゃないのです。つまり、国民として必要な教育をきちんと受ける権利であって、教育を選択する権利ではないのです。義務教育は、教育の平等というのは。だから、それは少し、今の義務教育制度では、教育の機会均等という概念からは少し踏み出した概念です。

○**山本委員** ですから、今でも公立もALTという形で、アメリカさんを日本に連れて来て英語教育とかやっていますよね、だから、それをもう少し、皆拡充していけば、今私立の中学校でやっている教育と、そう大差がない形ができるのと違うかなと。

○**富野委員長** それ自体はいろいろなやり方があると思うのです。ただ、いわゆる小学校・中学校における義務教育という、国民がすべて、すべからくきちんとした教育を受ける、持つことができるのだという、その概念と、私立学校を選ぶか、公立学校を選ぶかという権利の問題は一応別だと考えられているわけです。

○**山本雅委員** ですから、権利は誰でもあるわけですね。

○**富野委員長** いや、学校を選ぶ権利はあります。だから、要するに私立に行きたいという人は私立を選ぶことができるし、公立を選ぶことができます。ただし、教育の質が違うのは当然で、私立は私立のミッション、だから、そのミッションを受ける教育の内容と、公立学校が持っている公民としての教育の内容というのは、当然違うのです。ただ、それを一緒にできないかというのは、なかなか難しい議論です。

○**山本委員** だから、その違いはありますよね。違うから、こっちの私立の方に行きたいというときに、自分自身の問題ではなくて親の、特に経済力の問題で子どもが行けないというときに、じゃあ、あんたは行けないのでしょうがないで終わらすのか、何かそれにバックアップということができないのかと。私は何かバックアップができるのと違うかなと。

○**富野委員長** それは、公共ではそうでないと思いますね。やっぱり、経済的な問題であれば、普通、公立学校が保障しているわけですから、そこへ行ってもらいたいというのが一般的な考えだと思います。私立へ行く権利までを保障するという事はないと思います。

○**山本雅委員** 私立に行く権利を保障するのじゃなくて、私立には行かないけれども、私立と同じだけの魅力のあることが公立学校でも教育ができますよという形にできないものかと。

○**富野委員長** そこが、私立と公立がわかるのですか。そこは、私は私立なので言いますがけれども、公立と一緒にしてほしいと、私立は思っていますよね。

- 山本雅委員** そうでしょうね、私立のほうが魅力あるでしょう。
- 富野委員長** というか高い授業料を払ってでも来てもらうという魅力をつくらなきゃいけないと思うし、やっぱり、例えば宗教であったり、いろいろな社会的奉仕の精神だったり、いろいろな精神を持ったミッションの学校が私立です。だから、そういうものと公民教育という、要するに国民としての教育というのと、少し違うのだと思うのです。
- 山本雅委員** それはおっしゃるのはわかります。私立の方は高い理想を掲げて…
- 富野委員長** 高い理想じゃなくて、違うことをやっているのです。
- 山本雅委員** 公立は最小限の、いわゆる憲法で義務付けられた最小限の教育を確保しますよという形にどうしてもなってくるのですよね。
- 富野委員長** 今の教育は、最小限のとは言わないと思います。
- 山本雅委員** 公立も、もっと自由にやればもっと魅力的なことはできると思うのです。
- 富野委員長** それは、改善の余地はあるでしょう、おっしゃるとおり。
- 山本雅委員** 足かせはある程度あるので、私立ほど自由ではないですけども、もっと本当だったら自由にやって、魅力的な学校にすることもできると思います。
- 富野委員長** それはそうです。もちろん、改善の余地はあるでしょう。
- 山本雅委員** そうすれば、今はどうしても魅力は私立で、公立は魅力がない。だから、皆私立に行きたい。お金があるから行ける、ないから行けない。どうも、結局、理屈的にどうであれ、もう周りを見ていたら、それで決まっているところが正直あるのです。そこを何とかできないかなと。
- 富野委員長** ちょっと私の意見ばかり、皆さん、どうでしょう。たぶん、今の公立、いわゆる公立というか、パブリックエデュケーション、公教育、その基本概念はそういう考え方ではなくて、質が低くてもいいという考えではないのです。国民にとって必要な教育をきちんとやらなきゃいけない。できるだけいい環境でという問題、日本の教育は伝統的にやってきたと思います。ただ、それが私立学校と同じ条件でやるべきかということについては、まったく違うだろうというのは、今の文科省もそうですし…

○**山本雅委員** 東京のどこかの学校で、夕方、公立学校に塾の教師が来て、学校で安いお金で補習するというようなアイデアがありましたよね。だから、そういったような、何かアイデアを考えられるのと違うかなと。

○**富野委員長** それならば、それは学校で工夫はできると思うのです。ただ、それと今のここで一般的に、その私学のものでできるだけ同じレベルのものを受けるというのは、少し概念が違うように思います。公教育の改善の問題と、それから公教育と私学教育はできるだけ同じ水準にというのは、少し違う、質が違う問題じゃないかなと思いますよね。

○**山本雅委員** ある程度、私立の方向と公立の方向が違って、要は私立と同じだけの魅力を持たす、そういう持たすことによって、どの子どもも同じような、いくつか選択肢があって、魅力的な方が選択できるか、魅力のない方しか選択できないかではなくて、魅力ある公立、魅力ある私立でどちらを選択するか、それは自由ですよ。

○**富野委員長** 今の教育委員会に聞いてみたいのですけれども、やっぱり学校は魅力がない、公立学校は魅力がないと言われてしまうと、学校の先生たち、すごくがっかりするんじゃないですか。

○**山本雅委員** 実際、私の知っている、教育委員会だけれども、その娘をととも公立に行かさない、私立に行かせてるのを知ってますし、実際に。

○**富野委員長** それは、公教育の改善の問題かもしれませんが、一般的に魅力がないという言い方でくくれるかなというのがちょっとあるのですけれども、私は自分の子どもを全部、公立です。私学に行かせなかったです。それはやっぱり、そちらの方がいいという考え方です。いろいろな子どもたちが、いろいろな所得が違ったり、生活全体が違ったり、親の状態が違う、そういう社会の中で育てた方がいいという私の考えで、私学みたいに一定の方向を向いたところは、行かなくてもいいというのが私の考えだったのです。だから、そこは別に魅力はないと思っていませんでした。

○**山本雅委員** 今、周りを見ますと、そういうのが実際多いです。

○**富野委員長** そこが、いわゆる行政って、パブリックな部分が、どのような教育を社会の中で機能させるべきかという問題であって、どっちかの価値感で決め付けちゃうと、公教育というのはやっぱり成り立たないんじゃないかと思うのです。

○**山本委員** けっこう今、だから文科省の価値感が押し付けているのです、公立学校には。私は実際にそう思います。だから、その辺がもっと自由になれば、いくらでも公立は魅力的になると思うのです。実際やろうと思っている方、たくさんおられるのですけれども、如何せん、文科省からの押し付けで自由なことができないというところがあると思うのです。

○**富野委員長** いや、僕はそれは、自分で市長をやりましたけれども、そんなに言われているほど文科省は押し付けていない、教育委員会がだらしないのです。はっきり言ってしまうと。

例えば、学校をつくる時に、文科省の決めている基準どおりに学校をつくらなければいけないという、どこにも法律には書いていないのです。ただ、補助金が一定程度しか出ませんよと書いてあるだけなのです。だから、じゃあがんばって、その町で少し10%コストとかで学校をつくるつもりなれば、ものすごくよい学校ができるのです。実際私やったのです。

だから、それは文科省とは関係なくて、やっぱり地方の、地域の教育を、いかに自分たちで、地域主権ということで組み立てていくかという、その町の人々の思いなのです、要は。そこを最初から、公立学校はだめだと、町の人たちが見捨ててしまったら、教育がよくなりようがないと思います。そこはちょっと、抵抗があります。

やっぱり、公教育をよくしていくというのは、多くの子どもたちが受けている教育で、そこを山本雅委員はよくしたいと思っていらっしゃるのだから、それを見捨てる形ではなくて、みんなで盛りたてていこうというところがあってもいいのじゃないでしょうかね。

○**山本雅委員** みんなで盛りたてるためには、公立・私立というそれぞれ違いますよと、線引きするのではなくて、その辺でも融合があってもいいのと違うかなと思うのですけれども。

○**富野委員長** 公立と私立の違いは、そうだったら私立はどういう意味があるのかなと思っちゃいます。そこがちょっとよくわからないところです。

○**山本雅委員** 融合したところで、両方がほとんど同じものになるというのは、とてもそんなことは思わないので、要は、公立のどうしてもいろいろな面で不足しているところに私立のやっている部分を持ってくる。ということは、公立でもメリットがあるし、私立でもメリットがあるし、そういう形でいけると違うかと思うのですけれども。完全に混ざってしまって、両方見てもまったく一緒だったと、そんなことには私は絶対にな

らないと思います。

○富野委員長 難しいところですね。

僕は自分で市長をやっている、設備にしる学校の施設にしる、決して私立に負けたつもりはしなかったのです。それはやっぱり、私立と同じにするという意味じゃないのです。公立は様相をつくっていく必要があると思います。それは、公立は公立でやっぱりいいところがあるのです。おしゃっているようにいろいろな人たちがいて、いろいろな多くの価値感が混在しているところで、すごく重いところがあるのです。

例えば、一定のエリートみたいのが集まっている学校とか、あるいは意欲の人たちの集まっている学校と違って、少し歩みが遅い部分があります。でも、その歩みが遅いということは、いろいろなことで熟成していくという時間があるのです。そういうよさもやっぱりあって、そこを私学と同じにしてほしくないなど、実はすごく僕は思っています。

○山本雅委員 私は、私学、公立というふうに違うと、一緒にしたくないというような、その線引きは、私は引っぱるのとは違う。ほんとうに、もう融合して、一緒にできるところは一緒にやるというような形でいいのと違うかな。

○富野委員長 私は、この町の住民でないので、僕があんまり言ってもいけません、皆さんも。

○山本雅委員 コメントは、要は、その子ども教育環境という、教育環境という言葉がどこかに追加できないかなという考えです。じゃあ、その教育環境とは、いったいどういうことだというのは、また、それに関する法律なり条例の中で考えていくということにして、教育という言葉がどこかに、このほかのところも教育という言葉が出てきていないのです。どこかに入れるとしたら、この14条の第2項という形かな。

○富野委員長 私のことばかりで意って申し訳ないです。これは地元の皆さんの、まさに条例ですから、どうでしょうね。

○山本拓委員 ここの14条は持続的な発展という新しい章立てで入りましたので、章全体の各条のつながりというのが難しいところですがけれども、子どもの育成だけを考えてときには、子どもを宝物にするとか、未来を担う子どもたちを地域で育てるという考えから出てきた条文なので、ストレートに教育という部分は、話をしていませんでした。ちょっと中味に入れてしまうのは難しいと思います。

○富野委員長 子育ての皆さん、いかがですか。

○山本雅委員 ここに入れないと、あとの番号が全部変わってくるからとって。

○山本拓委員 ここに入れるとなると、ここは通学する高校生とかも意識できるような、地域で子育てに主体的に関わっていこうという、町民とか、町民でないとか、そういう意識でなしに、社会全体の責務としての意識づけを書いたものですから、学校をどうするかという、そういう短絡的な意識が入っていないのです。だから、ちょっと、特定するには難しいと思います。

○富野委員長 教育自体は、非常に重要な問題ではあるので。

○外川委員 もし、ここに教育を入れるとしたら、教育というものを範囲がいっぱいありますので、今論議として学校の公立とか私立という話だけになっているようですけれども、それだけが教育ではなくて、親からのとか、民間からのとか、要はすべて教育なので、定義も変えてこないで、いろいろなことになるし、これだけを教育としてもしとらえるのであれば、ここに入れるのではなくて、やっぱり地域として、これは話をずっと進めてきているので、地域が子どもたちにどういうことができるかという問題の文章で、ここはまとまってこないといけない条文かと思うので、学校どうのこうのをここで論議する必要があるのかどうかと、僕は思うのですけれども。

○富野委員長 そうですね、広く考えてしまえば、子どもの育成ということへ入っていくということは、一応、そこでのまとめはしたのだけれども、教育は教育でやっぱり大事だという意識も、それはありますけれども。どうしますかね。

○近藤委員 第14条の中に、地域の子は地域で育てるということで、育てていくことが大事だということで、そうした環境の整備に積極的に取り組まなければならないという文面がある。ここを大きな意味にとらえるというか、そんなことで、確かに山本雅委員がおっしゃってくださったのは、すごく教育の創造と言いますか、内容的な、教育をどうしていくかという、本当に教育の創造という分野のすごいお話を言っていてくださるのだなということで、確かに、何か私立ですごく特色あるというか、魅力ある学校づくりというようなことで、もっともっとそういう教育では取り入れて、特色出していかなければならないという分野があるのは本当に事実だと、ここに書いておいてくださるように、私もそういうふうにするのですけれども、難しいですよ、この条例の中に、やや専門的というか、ぐっと踏み込んだ、教育ということに踏み込んだ文面と言うか、分野になってくるので、私も条例としては、本当に地域で子どもたちを育てるというふうな、そういう大きくというか、とらえている文面の方がいいのかなというようには、ちょっと思う

のですけれども。

○**富野委員長** ちょっと、新しい条文を立てないで、少しそういうニュアンスを、この中に入れるということはあるかも知れないのですけれども、後ろの方、後段で、その環境の整備ということ、そのというように言わずに、もうちょっと具体的に、例えば、魅力ある教育や、子どもの育成環境の整備にとか、少しそういうニュアンスで入れていくということも有り得るのですけれども。

○**山本雅委員** それいいですね。

○**富野委員長** あるいは、子どもたちにとって魅力ある教育や生活環境の整備に積極的に取り組まなければならないと。入れるとしたら、そのぐらいであれば、あんまり大きく変更されていないと思いますが、どうでしょうか。

子どもたちにとって、魅力ある教育および生活環境の整備です。教育だけに特化してしまうと、まちづくり全体じゃなくなるので、教育と生活環境の両方を整備しておくのですよという、どうでしょうか。

(はいの声)

○**富野委員長** いいですか。そういう意味じゃ、いろいろ形のなかではいろいろご意見あるでしょうから、少し具体的な中で、皆さん、いろいろと考えていただくということで、そういうことで。それでは、だいたいご意見をいただいた中での、整理をさせていただきました。これで、皆さんもよろしいでしょうか。

(はいの声)

○**富野委員長** じゃあ、実は私ちょっとあとの予定がありますので、大変申し訳ないのですが、今日ここでまとめていただいた内容ということ、最終的な条例案とさせていただきます。答申のまとめとさせていただきますと、そういうことでよろしいかどうかを出したいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(はいの声)

○**富野委員長** それじゃあ、最終的に、この今日まとめさせていただいた内容を修正していただき答申をさせていただきます。それでは、どうも皆さんありがとうございました。

○**細江総務主監** ありがとうございました。ただ今修正していただきましたのは、事務局の方で直させていただいていますので休憩をお願いします。

○**細江総務主監** それではお待たせいたしました。副町長に渡していただきたいなと思いますので、ちょっと申し訳ないですけども、せっかくですので、皆さん方一緒に並んでいただいて、渡していただくのは富野委員長の方から渡していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○**富野委員長** それでよろしいですか。答申を朗読させていただきます。

愛荘町長 村西俊雄様

愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 委員長富野キイチロウ

（仮称）愛荘町自治基本条例について答申する。

平成21年2月6日付け、愛荘第372号で諮問を受けた自治基本条例案の策定について、愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会にて、合計11回の検討委員会および2回のグループ討議を開催し、慎重に協議審議した結果、別紙のとおり、本策定委員会の決定を得ましたので、ここに答申します。

愛荘町におかれましては、この答申を最大限に尊重され、条例を制定されることを期待いたします。なお、条例案の答申案としてこれらのとおり意見をしましたので、これらの意見を尊重され、町自治体の自治の実現を図ることを切に願います。

記

- 1、自治の主体は町民であるということから、この条例の意味内容が町民に正しく認知されるよう、わかりやすい解説書等を作成すること。
- 2、提出した本条例案の検討によっては、町民説明会、パブリックコメント、ある程度調査等の機会を設けて、幅広く町民の意見を求めること。
- 3、この条例案の検討にあたっては、町職員の十分な認識と理解が不可欠であることと考える。将来にむける検討が職員の研修としての機能するように十分配慮すること。
- 4、本条例制定後は、条例制定の意義や住民自治の仕組み等について、町民に広く、かつわかりやすく説明すること。
- 5、この条例の実行性が十分担保されるよう、1つの条例が計画等との整合を図り、またこの条例の趣旨に統合する新たな条例制度等を積極的に整理されたい。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**宇野副町長** ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

○**富野委員長** 皆さん、本当にがんばっていただきました。このあとよろしく。

○**細江総務主監** 席へ戻っていただきまして、すみません、長きにわたりまして、本当に検討いただきましてありがとうございました。

それでは、副町長の方から、お礼のごあいさつをしていただきますので、よろしく願いいたします。

○**宇野副町長** それでは、皆さん、ご苦勞さんでございました。改めて、ありがとうございました。副町長の宇野でございます。

本日は大変お暑い中、第12回目の愛荘町自治基本条例策定検討委員会ということでお集まりいただき、誠にありがとうございます。本来ならば、村西町長が出席し、お礼のごあいさつを申し上げるのが本意でございますが、公務が重なりましたので、私から一応お礼のごあいさつを申し上げたいように存じます。

日頃は町政各般にわたりまして、ご理解ご協力いただいておりますこと、とりわけ、仮称ということではございますが、自治基本条例策定委員会ということで、富野先生をはじめ、委員の皆さま方には、長きにわたり、ご協力いただきありがとうございます。

ご案内のとおり、自治基本条例は、住民自治に基づきます自治体運営の基本原則を定めた条例でございまして、自治体の憲法とも言われております。地域課題の対応や、まちづくりを、誰がどんな役割を担い、どのような方向で決定していくのか等を、文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例であると認識をいたしております。

委員の皆さまには、このようなことを念頭に、平成21年2月6日の第1回の検討委員会を皮切りに、本日を含め12回にわたり、期間的にも約1年6ヶ月の長きにわたり、検討を重ねていただきました。その結果、本日（仮称）愛荘町自治基本条例案の答申をいただきました。その間のご労苦に対しまして、改めて感謝申し上げ、敬意を表する次第でございます。

今度、答申案を基に、議会との協議、パブリックコメント等々、必要な諸手続きを経て、条例の制定に向け進めてまいりたいと考えております。また、今ほどの答申案にも触れていただいておりますとおり、町職員の理解をもとより、住民の皆さま方にわかりやすく啓発してまいりたいと考えております。また、現在の愛荘町総合計画はじめ各種の計画等との整合も図ってまいりたいというように考えております。委員の皆さま方には本日をもちまして、自治基本条例策定委員会を終了させていただきますが、今後とも町政のいろいろな分野でご支援、ご協力をお願い申し上げますこととなると存じますが、よろしく願い申し上げますように存じます。

終わりにあたりまして、まだまだ暑い日が続くと存じますが、お身体に十分ご試自愛いただきまして、ご活躍いただくことをご祈念申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○**富野委員長** どうぞよろしくお願いいたします。

○**細江総務主監** どうもありがとうございました。今ほど答申をいただきまして、本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。いくつかのご意見を付けていただきました。町の職員の方につきましては、当然、この条項を1から10まで理解していかなければなりませんので、職員研修の中に大きく位置付けて勉強していきたいというふうに思っています。

また、来年は合併5周年記念を考えておりまして、そういう中でも、この自治基本条例を表に出していきたいなど、そして、住民の意見を広く集めていきたいなど、それから、徐々に議会の方というふうなことで、ちょっと考えておりまして、何時何日に議会に上程するというようなことは、まだ議会の方にも言っておりませんので、徐々に段階を踏まえていきたいというふうに思っておりますので、またいろいろな側面的に、またご協力をいただきたいというふうに思っております。本当に長期間ありがとうございました。

○**富野委員長** 僭越ながら、議会の皆さんと研修でやらせていただいて、ずいぶん熱心に聞いていただいているので、期待しております。よろしくお願いいたします。

どうも皆さん、本当に長いことお世話になりました。ありがとうございました。

○**委員の皆さん** ありがとうございました。